

令和2年度 第1回宮城支部評議会の概要報告

開 催 日 時	令和2年7月14日(火) 10:00~11:30
開 催 場 所	TKPガーデンシティ仙台「ホール21B」
出 席 評 議 員	阿部評議員(議長)、伊藤(卯)評議員、伊藤(紀)評議員、 稲妻評議員、岡本評議員、小田島評議員、佐久間評議員、 佐藤評議員、船山評議員(五十音順)
議 題	1. 令和元年度決算報告について 2. 令和元年度宮城支部事業報告について
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>◆事務局より、各議題について説明。議題2については説明と併せ、「職場健康づくり宣言」事業の勧奨に使用しているテレビCMおよび啓発動画をご覧いただいた。</p> <p>◆各評議員より、各議題内容に関してご意見をいただいた。</p> <p>1. 令和元年度決算報告について</p> <p><b>【事業主代表】</b>          保険料収入に関して、大規模な健康保険組合が解散したことを主な要因として被保険者数および賃金が伸び、それにより保険料収入も増えたとのことであったが、令和元年度が一時的に健康保険組合の解散が多かったのか、それとも今後も健康保険組合の解散が続いていくような傾向があるのか。</p> <p><b>【事務局】</b>          健康保険組合の解散は一時的なものである。今回、平成31年4月に人材派遣健康保険組合および日生協健康保険組合が解散し、約65万3千人が協会けんぽへ加入したが、今後も健康保険組合の解散があるのか予想がつかない。参考として、被保険者数の伸びに関しては、健康保険組合の解散によるものを除くと、平成29年9月を境に総数としては増加しているが伸びは鈍化している。</p> <p>2. 令和元年度宮城支部事業報告について</p> <p><b>【被保険者代表】</b>          宮城支部で作成した「職場健康づくり宣言」に関する動画等について、何らかの反応が加入者からあったか。</p> <p><b>【事務局】</b>          今年2月から3月に実施した健康保険委員研修会にて、テレビCMについてのアンケートを</p>

行ったところ約3割の方が「見た」、「見たような気がする」と回答があった。しかしながら、テレビCMや啓発動画を見て「職場健康づくり宣言」の登録につながったかどうかの検証には至っていない。

**【被保険者代表】**

限度額適用認定証の使用割合について、資料では80%が利用しているとあるが、利用していない残りの20%に対し、使用できることについて周知を行っているのか。

**【事務局】**

自己負担額が高額になったという情報はレセプトが到着した時点で把握ができる。限度額適用認定証を準備せず、自己負担額を支払った場合には、こちらから高額療養費の対象者として払い戻しを受けるための申請書を送付し、ご請求いただいている。加入者に立替払いしていただかなくてよいように限度額適用認定証を周知広報している。また、医療機関にもご協力いただき入院時等においてご説明いただくことや院内に申請書の設置をお願いしている。

**【被保険者代表】**

そもそも高額療養費として該当する金額が決まっているのであれば、加入者が払い戻しの申請を行わず自己負担限度額が適用されて、医療機関での窓口支払いが自己負担限度額で済むようなシステム作りはできないのか。

**【事務局】**

医療機関を受診する方によっては、1か月の間に複数の医療機関を受診するケース等、一医療機関では自己負担した額すべてを把握できないといったこともあり、医療機関等の窓口で完結するという事は现阶段では難しいと思われる。

**【被保険者代表】**

保険証回収率が前年より下がっているが、回収率が低い方の属性等を把握しているか。

**【事務局】**

具体的な属性については把握できていないが、一般的に被保険者に紐づいている被扶養者の方が保険証の発行枚数が多いので、未回収数も多いと認識している。

**【被保険者代表】**

健康保険委員や社会保険委員がいる事業所であれば、被扶養者分も含め、喪失日以降に保険証が使用できなくなり、速やかに返却しなければならないと理解している。それ以外の事業所では、担当者自体がそのことを理解していないのではないか。

**【事務局】**

ご指摘のとおり協会側での広報が行き届いておらず、制度自体をご理解いただけていない事業所は少なからず存在している。毎年度、被扶養者資格の再確認の時期に未提出であった被扶養者異動届を提出してくるところもある。加入者への周知広報が基本となるので、今後も事務担当者を通じ、よりわかりやすい内容を検討しながら対応していきたい。

#### 【事業主代表】

事業の実施状況については、本部から示されている KPI に届いていない項目もあり、良いとはいえないものの、経年で見たとときに改善していれば、相対的に見て問題はないと思う。

保険者機能強化予算のうち、支部医療費適正化等予算に関しては費用削減に努めていると感じられた。保健事業予算に関しても同様のことが言えなくはないものの、予算策定時の想定よりも結果的に対象者が少なかったり、事業自体の実施ができなかったりという説明がいくつかあり気になった。事務局から概要は説明いただいたが、糖尿病性腎症予防事業について予算執行が十分にできなかった理由の詳細について伺いたい。

#### 【事務局】

糖尿病性腎症予防事業に関して、令和元年度当初に、糖尿病性腎症予備群に該当しかつ、医療機関未受診者を対象に行う予定であったが、対象者数が少なくなる見込みとなり、医療機関を既に受診している者も対象にすることを検討した。宮城県医師会に相談したところ、すでに医師が介入している方に重ねて協会けんぽの指導を実施することについてご賛同いただかず、対象者が少ない医療機関未受診者への事業展開にとどまった。毎年度この事業を実施しているが、令和元年度に至ってはプログラムへの参加者が 0 名であった。また、宮城県内の各市町村でも同様の取り組みを行っているが、医師の同意が得られないとのことで実施が難しいようである。これらの状況を踏まえ、宮城支部としても実施方法について、更に検討を重ねていかなければならないと思っている。

#### 【事業主代表】

毎年度行っている事業であるにも関わらず、見込みよりも実施が下回ってしまい、結果的に令和元年度では実施が 0 件になってしまったということであれば、対象を絞って確実に実施していく必要があるのではないか。あわせて、数年に渡り成果が出ていない事業については実施自体を見直したほうが良いのではないか。新型コロナウイルスの影響もあって実施できなかったものもあると思うが、今後は予算の執行率をあげるため、中身の伴った事業の計画と実施をお願いしたい。

#### 【事務局】

ご指摘のとおりであり、しっかりと検討したうえで次年度の予算を策定し、確実に予算を執行していきたい。また、糖尿病性腎症予防事業については厚生労働省から実施を要請されている事業であるため、計画しないということではできないが、実績が上がるように実施方法等を見直したい。

#### 【被保険者代表】

健康度が低い宮城において、受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診したものの割合が低い値に驚いているとともに改善のための取り組みをしっかりと行っていただきたいと思う。また、二次勧奨の実施をしてもなお、医療機関を受診せず、重症化してから医療機関を受診し、医療費が高額にかかるというのは、健康な人や重症化する前に医療機関を受診している人からすると不平等な感じがする。極端な話であるが、受診勧奨を受けたにも関わらず医療機関を受診せずに重症化した人に対しては自己負担を 5 割にする等ペナルティを設け、健診後の医療機関受診を強く働きかける策がとれないものか。

#### 【事務局】

この数値はあくまで、受診勧奨を行った後、医療機関を受診した方の割合であり、現実には健診を受けた後、比較的早期に医療機関を受診する方が 2 割程度存在している。

また、現在は個人宛に勧奨しているが、今後は職場健康づくり宣言の登録をいただいている事業所を通じて、職場ぐるみで一体となった取り組みを構築できないかと考えている。

#### 【学識経験者】

制度設計する上で個人の選択の自由をどのくらい保障するかというのは重要な視点であり、健康保険の場合、保険料を納めることは義務であり、納めない場合にペナルティが生じるものである。一方で、保険料を納めた上で医療機関を受診するかしないかということは個人の選択の自由に委ねられている。これ以上のペナルティを科すことについて、心情的には理解できるものの、現在の受診選択の自由を狭めることにつながるため、利害関係者の合意を得ることが大変難しいのではないかと考えられる。

#### 【事業主代表】

保険者機能強化予算のうち、特に保健事業予算の執行率が 54%程度にとどまっており、せっかく予算取りしたものが余ってしまっている。令和元年度については過去のものであり仕方ない部分もあるが、令和 2 年度以降については計画通りにいかない場合、柔軟に計画を変更する等し、できる限り予算の執行に努めていただきたい。

#### 【事務局】

予算を策定していくうえでしっかりと検討していきたい。しかしながら、令和 2 年度についても現時点で、新型コロナウイルスの影響により、まちかど健診等実施の見送りを決定した事業もあり、予算の執行が難しい状況になっている。今後も状況によっては実施が難しいものも出てくるのではないかとと思われる。令和 3 年度の予算を策定する際には、評議員の皆さまのご意見を伺ったうえで、新型コロナの影響等も考慮し予算策定していきたい。

#### 【被保険者代表】

新型コロナウイルスの影響により医療機関の受診が 7 割減といったニュース等を見かけるが、協会けんぽへの影響は如何か。

**【事務局】**

詳細までは把握できていないが、保険料に関しては全国での納付猶予の申請が 6 月上旬時点で 300 億円弱となっており、今後も増えていくことが懸念される。

当支部の医療費に関しては、前月同月比において 4 月診療分で金額が約 7%、レセプトの件数が約 15%減っており、5 月診療分では金額が約 9%、レセプトの件数は約 19%減っている。しかしながら、協会けんぽ全体では、前年同月比で 4 月診療分の金額は 10%程度の減になっているため、新型コロナウイルスの感染が多い地域では受診がより控えられたのではないかと考えられる。

また、標準報酬月額は 4 月から 6 月に支給された給与等に基づいて 9 月に定時決定されるため、今後の保険料収入がどうなるか少し見通せるのではないかと考えている。

現時点では見通しが立たない部分も多いことから、次回の評議会で改めて把握し得る情報をお示ししたい。

**特 記 事 項**

- ・傍聴者なし。
- ・次回開催は 10 月予定。